

第 5 回  
浜坂町・温泉町  
合併協議会会議録

平成 16 年 2 月 18 日

浜坂町・温泉町合併協議会

## 第5回浜坂町・温泉町合併協議会 会議録

日 時 平成16年2月18日(水) 午後1時30分～午後4時50分

場 所 浜坂町多目的集会施設 2階ホール

### 出席者

協議会委員(計20名)

浜坂町	浜坂町	温泉町	温泉町
中村政行	木谷重幸	馬場雅人	朝野美喜代
丸山諄二	熊本恭乃	松元襄司	岡田衆二
小林俊之	中井登	田中要	田中董
田中満穂	中田雄久	西脇明	中井祥三
田村昭	西垣晋輔	西村公子	中井功

幹事会(計6名)

浜坂町	温泉町
脇本松夫	北村繁行
岡村克巳	
島田信夫	谷口賢人

専門部会(計6名)

浜坂町	温泉町
有本満 (議会議務局部会長)	中井カツ子 (議会議務局部会会員)
谷口博文 (税務部会副会長)	中井喜一 (税務部会会長)
石原孝行 (産業経済部会副会長)	岡田忠造 (産業経済部会会長)

事務局(計6名)

阪本晴良	太田洋二
西村大介	宮脇美智子
西村徹	川崎晴人

欠席者

なし

## 第5回浜坂町・温泉町合併協議会

日 時：平成16年2月18日（水）

13：30～

場 所：浜坂町多目的集会施設2階ホール

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 題

#### （1）協議事項

協議第21号 地方税の取扱い（その1）について

協議第22号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第23号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第24号 新町建設計画（その3）について

協議第11号（継続） 新町の名称について

### 5 その他

#### （1）第6回協議会の開催について

日 時 平成16年3月17日（水）13：30～

場 所 温泉町夢ホール

#### 協議事項

- ・国民健康保険事業の取扱いについて
- ・介護保険事業の取扱いについて
- ・新町建設計画（その4）について

### 6 閉 会

阪本事務局長 それでは定刻となりました。ただいまから第5回浜坂町・温泉町合併協議会を始めさせていただきます。

松元議長、よろしくお願いいたします。

松元議長 どうも皆さん、今日は御苦労さんでございます。

外は快晴で春が間近となっているようでございます。近隣でも合併協議会におきましていろいろ進展が次々にあっております。養父市の成立がすぐその前に来ておりますし、朝来もそろそろ議決がなされるようでございます。丹波市も進んでおります。豊岡においても名称決まったというようにそれぞれ進んでおりますが、当協議会におきましても皆様の慎重なる御審議の上、さらなる進展が今日もありますようお願いしたいところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

中村会長 失礼します。第5回の浜坂町・温泉町合併協議会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

先般、春一番が吹いたというふうに報道されましたが、今日はこうしてすばらしい好天で、暖かい日になりました。まさしく三寒四温、春が本番がそこに近づいておる感がいたしております。

本日は両町の合併協議会の委員の皆さん、全員こうしてお繰り合わせ御出席をいただきまして、本協議会が開催をいただけますこと、感謝とお礼を申し上げたいと思います。議長の方のあいさつにもありました。但馬内でも各協議会の進行発展が報道されております。本協議会におきましても、既にもう各論に入っておるわけでございますが、十分また議論をいただきながら、進展をぜひ図っていただきたいというふうに思っております。

なお、本日の提出の議案につきましては、後ほど御報告させていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。

松元議長 では、続きまして、会議の成立について事務局より報告をお願いいたします。

阪本事務局長 では報告を申し上げます。

合併協議会規約第10条第3項の規定により、委員の半数以上の出席で成立することになりますが、本日の出席は20名全員で、会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、顧問の東田但馬県民局長、丸上県会議員につきましては、公務のため欠席の御報告を受けております。

もう一つ、今日、朝来の和田山町の議会がありまして、そちらの方の関係で、いつもお越しになっていただいております但馬県民局の参事さん、課長さんがそれぞれ欠席ですの

で、今日は担当の森垣さんの方に来ていただいておりますので、そのこともつけ加えて御報告申し上げます。以上でございます。

松元議長 続きまして、会議録署名委員の指名の件については、会議運営規程第4条第2項の規定に基づき、議長から指名させていただきます。

浜坂町の熊本委員、温泉町の岡田衆二委員をお願いいたします。

次に、協議事項に入ります。

協議事項の提案説明をお願いいたします。

中村会長。

中村会長 それでは、協議事項の提案説明を申し上げます。

協議第21号、地方税の取扱い(その1)について、協議第22号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、協議第23号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、協議第24号、新町建設計画(その3)について、協議第11号、継続の、新町の名称について、以上5件の御提案を申し上げます。

後ほど事務局に朗読説明をさせますので、御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

松元議長 では、協議第21号、地方税の取扱い(その1)についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 1ページをお願いいたします。協議第21号、地方税の取扱い(その1)について。地方税の取扱い(その1)について提出する。平成16年2月18日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は9でございます。地方税の取扱い(その1)について。1、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税については、現行のまま新町に引き継ぐ。2、国民健康保険税については、新町において均一課税とする。

2ページをお願いいたします。地方税の取り扱いの1点目の課題、問題点でございますが、2町が関係する地方税としては8つの税目がありますが、これらは合併に伴い税率や賦課徴収に関し、新たに条例を制定する必要が地方税法第3条で定められています。なお、合併特例法第10条には、従前の区域において税率等が著しく異なっているため、合併により全区域にわたり均一の課税が著しく均衡を欠くと認められる場合は、合併後5年間は不均一課税を設けることができる特例があります。2町を比較すると、個人・法人の町民

税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税の7つの税については、税率、納期とも相違がなく、現行のまま新町に引き継ぐことが適当であります。また、国民健康保険税につきましては、税率や賦課割合が異なっていますが、新町においては医療費の動向に見合う税率に統一し、賦課割合を標準割合の応能50、応益50とすることが適当であります。

2点目の調整方針については先ほどと同一であります。

3ページをお願いいたします。3点目として、現況比較表を掲げております。1の個人町民税は、納期は両町とも4期で、期間も同一であります。税率も均等割、所得割とも標準税率を適用しており、同じ内容となっております。

以下、2の法人町民税、3番目の固定資産税、4番目の軽自動車税、5番目のたばこ税、6番目の鉱産税、めくっていただきまして7番目の特別土地保有税までは、納期、税率とも2町間には相違ありません。

8番目の国民健康保険税につきましては、税率、応能・応益割が、医療分、介護分とも掲げてありますように、異なっております。賦課限度額については医療分、介護分とも同じ額となっております。納期についても両町とも6期ということで、同じとなっております。

次に、5ページから8ページまでは、地方税の取り扱いについての関係法令を掲げております。

また、9ページには、参考資料2として、先進事例を掲げておりますので、御清覧、それぞれ賜りたいというふうに思います。

以上で地方税の取り扱いについての説明を終わらせていただきます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。協議21号について、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

なお、発言なさる方は、町名、氏名御発言の上、お願いしたいと思います。

岡田委員。

岡田委員 温泉町の岡田でございます。私が今ちょっとお聞きしたいという関係につきましては、国民健康保険税についての関係をちょっとお尋ねしてみたいと思います。

ここでは、それぞれ応能・応益の関係が温泉と浜坂とは異なっておるということは資料でわかるわけですがけれども、いま一つ、14年度なら14年度の決算というものはできていると思いますので、わかりやすく1人当たりの税額がどのようになっているか、また世

帯当たりについてはどのようになっておるか、それからあわせて収納率等についてはどうなのか、このようなことについて、いま一つ理解をする上において教えていただけましたら非常にありがたいと、このように思います。

松元議長 事務局で答えられますか。

じゃあ、事務局、答弁をお願いします。

阪本事務局長 第3回の協議会のおきにお配りさせていただきました合併関係2町の状況資料というものの44ページの方に、国保税等の状況というものを掲げてございます。そこにありますけども、14年度の決算では、1世帯当たりの税額が、浜坂町が14万4,394円、温泉町では14万3,177円、差がこれが4,077円でございます。15年度では、これは15年度の予算ベースでございますけども、浜坂町では14万8,999円、温泉町では13万8,056円、差が2,843円というふうなことでございます。1人当たりの税額につきましては、14年度が浜坂町が6万8,219円、温泉町が6万3,083円、この差が5,136円ということでございます。15年度では予算ベースでございますけども、浜坂町が6万7,159円、温泉町が6万2,377円、差が4,782円ということで、いずれも浜坂町の方が若干高いというふうな数字でございます。

それと、徴収率の関係につきましては、ちょっと、今、資料を持ち合わせておりませんですけども。済みません、専門部会の方で部会長わかるようでしたら答えていただきたいと思うんですけど。

松元議長 じゃあ、専門部会の方、答弁をお願いいたします。

中井税務部会長 失礼します。税務部会を担当しております温泉町の中井でございます。まず、保険税の14年度の決算ベースでございますけども、浜坂町で現年度課税分が徴収率94.64%でございます。滞納繰り越し分が19.24%で、合計で82.37%でございます。温泉町でございますが、現年度課税分が99.27%、滞納繰り越し分が37.13%で、計で98.05%の状況でございます。以上でございます。

松元議長 ただいまの答弁でよろしいでしょうか。

岡田委員。

岡田委員 資料をいただいておりますが、覚えておらずで大変申しわけございませんでした。ただ1つ、1点だけやはりちょっとお願いをしておきたいということがございます。ただいま収納率の関係というふうなことが出てまいりまして、これを見ますと、やはり、賦課割合がいかにあるかと収納率の向上ということをしなれば

具合が悪いなというふうなことを感じたところであります。したがいまして、合併までには、やはり、そのような納税の意識の向上というふうなことについては、特に御努力を双方ともいただくようお願いをしておきたいと、かように考えるところであります。

松元議長 会長、お願いします。

中村会長 特に国保税の収納率の御指摘であると思います。現年度徴収ももちろんであります。収納率のちょっと率に差があるようにご指摘がありましたし、鋭意努力して、きちっと100%は難しい面もありますが、きちっと報告しながら御理解をいただけるようにしたいというふうに思っております。

松元議長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 異議なしでございます。

それでは確認いたします。地方税の取扱い(その1)について、提案のとおり確認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御異議なしと認めます。

次に、協議第22号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 10ページをお願いいたします。協議第22号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて提出する。平成16年2月18日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は7番でございます。議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新町の議会議員として在任する。選挙区は1選挙区とし、在任期間終了後の議員の定数は20人とする。

11ページをお願いいたします。1点目の課題、問題点ですが、新設合併の場合、議会議員はすべて失職となり、50日以内に選挙を行うこととなります。地方自治法第91条第1項に定める議員の定数は、人口の増加に従い、人口1人当たりの数が少なくなるように定められているため、合併前の議員定数の合計と比較すると、合併後の定数は著しく少なくなります。しかしながら、合併という特殊事情を勘案するとすぐには地方自治法に基



づく原則どおりの定数によりがたい場合があります。両町の場合、現在、浜坂町18人、温泉町16人で、合わせて34人の議員数が、合併後の法定定数は22人となり、いっときに12人減ることになります。このため、合併特例法で激変緩和的な措置として特例が設けられています。1つは定数特例で、合併後50日以内に行われる設置選挙において、法定定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができるとされています。もう一つは在任特例で、合併後2年を超えない範囲内で引き続き議員として在任できるとされていることです。また、選挙区についても区域が変更となるため、協議しておく必要があります。いずれの制度を適用するにしても、合併の理念を念頭に置き、選択する必要がありますが、合併直後の大切な時期に町長、議会議員ともに不在になることは望ましいことではありません。したがって、合併後の過渡期における新町の予算編成、執行及び新町建設計画の事業実施については、合併調整に熟知した議員が責任を持って審議することがその実効性をより高めることができると考えられるために、一定期間在任することが望ましいと考えます。

在任期間につきましては、前記の理由から鑑みて、旧町からの引き継ぎを含む新町決算の認定後となる10月末までとすることが適当であります。また、新町における議員定数については、法定定数は22人が上限であります。現行においても法定定数を下回っており、近隣市町の現状や人口、面積などを勘案すると、20人とすることが適当であります。

2の調整方針は、先ほどと同じ内容でございます。

12ページをお願いいたします。3の定数及び任期の取り扱いに係る措置でございますが、1つ目に、地方自治法の原則を掲げております。合併する日から50日以内に設置選挙を定数どおりで行うことになっております。選挙後の任期は4年となっております。2つ目は、定数特例の制度です。これは合併する日から50日以内に定数の2倍以内で選挙し、任期は同じく4年でございます。3つ目は、今回御提案申し上げております在任特例の制度でございます。合併の日からすべての議員が2年を超えない範囲で協議により定めた期間まで在任し、任期満了に伴う一般選挙を行うものというものです。

次に、13ページをお願いします。4点目として、定数、任期に係ります現況比較表を掲げております。法定定数は浜坂町が22人、温泉町が18人、合計で40人となっております。条例定数と現員は、浜坂町が18人、温泉町16人の合計で34人でございます。任期につきましては、浜坂町が平成19年4月29日、温泉町は18年の9月12日とな

っております。

次に、5点目でございますが、近隣の議員定数状況の調べであります。類似の人口規模や合併したところを掲載いたしております。それぞれの市町の人口、面積と法定定数、条例定数を掲げております。御清覧を賜りたいと思います。

14ページと15ページには参考資料として関係法令を掲げております。これも御清覧賜りたいというふうに思います。

次に、16ページでございますが、ここは先進事例を掲げております。朝来市は在任特例を適用して平成17年10月31日まで、養父市も同じく在任特例で平成16年の10月31日としております。また、丹波市は特例を適用せず、設置選挙を行うということでございます。篠山市は1年一月の在任特例を適用しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 ただいま説明は終わりました。

質疑に入ります。協議22号について質問のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

田中満穂委員。

田中(満)委員 議員定数でございますけれども、ここに資料をいただいております同じような人口の、今の日高町が1万8,000、それから私の方が1万8,600、1万8,400と、まあ190人ほどの違いで、現実に18人。そして我々は合併するという、合併の意義からすればむしろ僕らは16人ぐらいにすべきが筋だないかと、こう考えるわけですが、合併というそういう条件を差し引いても、18人にすべきだと私は思います。

それからもう一つ、ここに、例えば在任特例にしても、それから定数にしても、「適当であります」って書いてあるですけど、「適当と考える」とか「思います」とか書くべきであって、「適当である」という提案の仕方は、僕は間違っとなるんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょう。

松元議長 18人という一つの御意見でございます。

それから、「適当である」という言葉についてでございますが、幹事会としての立場をこれは出したものであって、それにこだわることは議長としてはないと判断いたします。ですから、幹事会として出したということですから……。(発言するものあり)

松元議長 ですから、18人という意見があるということにとらせていただきます。そ

れだけでよろしいですね。

田中（満）委員 ええまあ、よしとしましょか。

松元議長 田中董委員。

田中（董）委員 温泉の田中であります。私は、今日、ここに提案されております20人は、これでいいことはないかと。申しますのは、確かに法定数22人なんですけど、本当にこのような過渡期に、やはり、議員を余りにも減らすということも適当ではないと思いますし、今、一番大切なときですので、やはり提案されとるこの線が妥当だと思います。今回、この20人にされたのも、やはり議員自らが身を削るという意味でしておられると思いますし、確かに町民の皆さん、そして行政の職員に対して、この20人で臨むということが一番の好ましい定数ではないかと思しますので、今の提案のままで私はいいと思っております。

松元議長 ほかに御意見ございますか。

今、18名ということと20名ということの御意見が出ております。提案どおり20名という方と、それから18名という方。そのほかに御意見があればここでまとめたいと思っております。御意見ありませんか。

そうすると、この中で一つの課題となりますのが、今、18名にするのか、20名にするのかということになります。これについて、皆さんの賛意をとりたいと思います。

18名に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

松元議長 20名の方。

ゼロでございます。（発言する者あり）

こちらで判断しますから。

原案どおりの20名でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 そのほかについてございますか。議員の定数等につきまして、それから任期について。任期についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、意見ないようでございます。ここで、原案では、議会議員については市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新町の議会議員として在任する……。

田中（満）委員 議長、さっきの「適当」というのを変えてもらえますな。考え。これは譲れんで。

松元議長 何をですか。

田中（満）委員 「適当と考えられます」とか「思われます」とかせんな。「適当である」っちゅうのは。

松元議長 それを先ほど、私が幹事会の提案として適当とするという意見を出したということですから、それはいいでしょうということであなた了解されましたから。

田中（満）委員 いや、僕はそれは、そんな。

松元議長 それ以上出なかったですからそれでいいじゃないですか。

田中（満）委員 そんなつもりはありませんけどな。それは提案者でも……。

松元議長 御意見、それじゃあ……。

田中（満）委員 ええと思うか、あんたら。

松元議長 じゃあ、たつての御意見でございますので、一応それについての内容についてちょっと説明をしておいてください。

幹事、お願いします。

脇本幹事長 今、田中委員さんの方から文章の表現として、「20人としてすることが適当であります」という表現等について、もう少し「適当であると考え」とか「適当であると思われる」とか、そういう表現にすべきだと、こういうことでございますけれども、幹事会といたしましては、各それぞれ専門部会で十分協議をして、それなりの調整方針等持って上がっております。そういうことからして、幹事会としてそういう協議過程を経た中で検討を加えて、適当であるだろうということを判断して、提案をさせていただいておりますので、ひとつよろしく御理解をいただきたいと思ひます。

松元議長 田中満穂委員。

田中（満）委員 今の助役は適当であろうてって言ったらよかった。適当であろうと思ひますって、適当であります言つて答えられへなんだで。で、幹事会が決めたらあのもんだつたら、我々もう何も議論することあれへんが、あんた。冗談じゃないで、あんた。

松元議長 議長が判断して発言しますが、これは幹事会が提案しとるんであつて、それが適当でないとするんだつたら、田中委員から意見を言つてください。適当であるということ認めるんならそれでいいであつて、認めなければ認めないだつたらそれでいいじゃないですか。

田中(満)委員 いや、だから、「適当であると考えます」というのがええでないかと私は提案しとる訳ですわ。それを聞かんっちゃあ、どういことですやあな、あなた。

松元議長 「適当である」ということに皆さんに提案して、その同意を求めとるわけですから、適当でないとななたが考えるんなら意見を言えばいいんだし、適当であることを認めるかどうかということですから、それでいいと思いますよ。

田中(満)委員 いや、文章の解釈の問題でしょ。いっぱい変えてきたでないですか。名称だとかここらは、いっぱい変えてきて議論をして、あんな…。

松元議長 ですから、静かにしてください。ですから、その適当であることが望ましくないと思われるなら望ましくないという意見を言ってもらえればいいんであって、これ提案されることには適当であるということでもいいと私は判断いたしますので。

西脇委員。

西脇委員 温泉町の西脇です。この合併協議は幹事会なりが専門的に協議して、一つの提案をすると。提案の出し方の言葉のごろを指摘しとるのであって、今の議長の答弁の中身で、無理やり押し切るとするところには、私は無理があるじゃないかなというふうに思います。紋切り調にしまうと、論議の場所が言い切ってしまうということを田中委員は指摘しとるんだと思います。そういう意味で、その項目によっては、やはり、そのように判断したとか、考えたとかちゅう表現でも、何ら提案に問題はないじゃないかなと。それをどうでも立派な幹事会で協議して、専門的にやとるんだから、言い切ったって文句ないじゃないかというふうにもとれますので、余りいい論議じゃないなと。言葉じりを捨うわけじゃないけど、やはり提案する側のごろとしては考えたらどうだという提案ですから、無理やり頑張らなくてもいいじゃないかなと、考えます言ったらいいじゃないかなと、そのように思います。

松元議長 西村委員。

西村委員 温泉町の西村でございます。今、最後の文言のところいろいろと協議しておられるんですけども、私はこの浜坂の田中委員がおっしゃいましたのは、「適当」というその言葉ではなかるうかというふうに考えるわけでございます。そういうことで、そういうようなところでは紋切り調にするというふうなことで西脇委員の方からも出ましたけれども、適当としますとか、いたしますとか、そういうふうなこと、その「適当」という言葉を削除、的のところではいかなもんかと。以上です。

松元議長 当局の方から、じゃあ幹事の方から意見が出ますので。

脇本幹事長 今、言われとりますように、その協議の過程の中で適当でありますとか、適当であると思われましてか、そういうようなことで、今後、文章表現については注意をさせていただきます。

松元議長 よろしいか、今の幹事の答弁で。

それでは、再度議事を進めさせていただきます。

協議第22号の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新町の議会議員として在任する。選挙区は1選挙区とし、在任期間終了後の議員の定数は20人とするという議案でございます。このことについて確認したものと決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように、原案どおり御確認いただいたものと決定いたします。

次に、協議第23号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 17ページをお願いいたします。協議第23号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて提出する。平成16年2月18日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目8です。農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。1、農業委員会の委員については、新町に1つの農業委員会を置き、2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。2、選挙の単位は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、選挙区制の導入とする。ただし、選挙区については浜坂町、温泉町のそれぞれの区域とする。3、新町の農業委員会の選挙による委員の定数は17人とし、各選挙区の定数は、基準定数及び農地面積、農家戸数の比率等を加味し、浜坂町8人、温泉町9人とする。選任による委員は、議会推薦は4人とし、農業団体推薦委員1人とする。合併後初めて行われる一般選挙から適用する。

18ページをお願いいたします。1点目の課題、問題点でございますが、合併に伴いまして2町の農業委員会の委員はすべて失職することになるため、新たに選ぶ必要がありますが、選挙による委員については、合併特例法第8条第1項の規定で、合併後1年を超え

ない範囲で在任することができますという特例制度が設けられています。また、1つの自治体に1つの農業委員会を置くことが原則であります。合併が行われた場合には、農業委員会法第34条第1項により、旧町の区域ごとに委員会を置くことができる特例もあります。また、選挙区についても農業委員会法第10条の2第2項で、必要がある場合には条例に定めることにより、2つ以上の選挙区を設けることができることになっております。

2町の現況につきましては、選挙委員が27名、議会推薦の委員が7名、農協の推薦委員が2名で、総勢36名の委員となっております。これらにつきましては、選挙委員、選任委員の定数や任期が異なっているため、調整をいたしました。1点目ですが、選挙委員につきましては、合併直後の円滑な事務処理を行うため、一定期間に限り引き続き在任することとする。その任期については、多くの市町村がそうであるように、全国農業委員会統一選挙にあわせ、平成17年7月19日までとすることが適当であると考えております。

2つ目は選挙区制のことですが、2町の農業の特性を反映させるため、選挙区制の導入が適当であると考えております。3点目は、選挙委員の定数は17人とし、各選挙区に配分することとしています。なお、それぞれの選挙区定数は、農業委員会の役割や農家代表であるという特性から鑑み、農地面積、農家戸数の比率を加味し、バランスのとれた選挙委員数とすることが望ましいため、基礎定数を2町とも5人ずつとし、残る7人を農地面積もしくは農家戸数により按分することが適当であると考えます。また、選任の委員は議会推薦の法定定数が5人以下となっているため、その範囲内の4人とし、農業団体からの推薦委員は定数のまま管内の農協から1人とするということでございます。

2の調整方針は先ほどと同じでございます。

次に、19ページをお願いいたします。3点目に、委員の任期でございますが、合併特例法では合併後1年を超えない範囲内で当該協議で定める期間とされていますが、2町の合併日であります3月1日から7月19日まで在任し、その任期までに選挙を行い、7月20日以降は新委員で業務を行うこととなります。なお、現在の両町の任期は、どちらも平成18年までとなっております。

次に、4の選挙委員の定数ですが、先ほどの調整方針のとおりを按分する場合がございます。1つ目が面積による場合です。割合のところでは浜坂町は0.439、温泉町は0.561となります。これに7人を掛けて四捨五入をいたしますと、浜坂町は3人、温泉町は4人となります。2つ目が農家戸数によって按分した場合です。同じように3人と4人というふうなことになります。ちなみに、面積や農家戸数は2000年の農業センサスを用いて

おります。

次に、20ページでございます。5点目に、定数と任期の現況比較表を載せております。選挙委員は、法定定数は両町とも20人ずつの40人、条例定数、現員ともそれぞれ15人と12人で、合計27人。選任委員は記載のとおりで、合計は浜坂町が20人、温泉町は16人で、全体で36人となっております。

次に、6点目に、近隣市町の定数の状況を掲げております。項目すべてがぴたっと合ったところはありませんが、同規模程度の町では、大体22人の定数となっております。

次に、21ページから24ページでございますが、関係法令を掲げております。

最後の25ページには先進事例を掲げております。4例とも期間は異なりますが、在任特例を適用しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 事務局より説明は終わりました。

質疑に入ります。協議23号について御質問のある方は挙手をお願いいたします。

田中満穂委員。

田中（満）委員 農業委員のまた数のことに、今回は真剣に提案しますんで、ぜひ聞いていただきたいと思います。

温泉町と浜坂町のこの間の衆議院の選挙の投票者の数を調べたところ、ざっと1万6,000人です。農業委員の被選挙者、選挙権のある人は4,300ほどです。そうなってくると、3分の1にも足らんところで、議会議員より2名多いというのはどうも、誰が考えても、まあ、今までにずっと、その農業委員というのは兵庫県みたって、但馬みたって余りさわずに昭和29年代のまんまずっと推移してきたということはありますけども、この機会に農業を取り巻く状況や合併する意義、状況からして、少なくとも議会議員の20名にすべきだと私は考えます。

そこで、その中身を言いますと、議会選出を、まあ20名にするとすれば4名を2名にするということや、例えば今までですと農業団体の推薦を各町から1人ずつ農協から出しよったわけですけども、今度1人ということになりますと、大変これは選考に難しいと、選考に困難を極めると思いますので、これをなくすか、何かの方法で20名にぜひしていただきたいと、こう私は思います。以上です。

松元議長 ほかに御意見ございますか。今20名にという意見でございましたが、ほかに。



田村委員。

田村委員 浜坂町の田村です。私は事務局の説明で一応理解はできたんですが、ただ基本的に選挙区を2つに分けるといふ最大の理由を聞かせていただきたいなと思います。それで、そこから始めないと次の人数割のことについても、ちょっと、申し上げにくいと思いますし、選挙区を2つにするということは、例えば会議が開かれても温泉と浜坂とそれぞれ農政事情が違うんやと、そちらの方はそちらの方で、こちらの方はこちらの方でと、こういうようなことになりかねないと思うんです。ですから、どちらかというとならば議会議員のように大選挙区でやった方が私はいいじゃないかと、こう思うんです。

せっかく幹事といひますか、原案ができておりますけれども、やっぱりここで、一遍、考え直してもいいんじゃないかということをお提案をさせていただきたいと思ひます。

松元議長 当局の方で、幹事会の方でこれについての考え方を、選挙区分けたことについての考え方を説明をお願いしますか。

阪本事務局長 専門部会の方でお願いしますか、選挙区を分けた理由について。

松元議長 専門部会長で答弁願えますか。お願いします。

岡田産業経済部会長 失礼いたします。温泉町の岡田でございます。選挙区に分けたというのは、大きな理由はただ一つでございます。現在の通常の選挙であれば選挙人によるというのが通常でございます。従来の農業委員の選挙方式で行いますと、現在、浜坂町の有権者数が1,374、それから温泉町が2,761、極端に温泉と浜坂のバランスが崩れておるといふ状況でございます。そういう観点から、両町のある程度の均衡を保つためにも、選挙区制といふふうなことでそれぞれ近い人数の割り当てをすれば均衡が保てるだろうといふふうなことで、御提案をさせていただいております。

松元議長 田村委員。

田村委員 理由は聞かせてもらったんですけど、それが本当のその最良な方法だということに私は思っていないわけです。っていふことは、農業従事者の数が少ないと言われますけれども、浜坂町の場合はどちらかといひますと農業委員そのものの選挙自体にも割合関心が低いわけです。それで1反歩以上の者は権利があるといひながら、かなり登録していない部分が行政の、どっちかといふところの落ちがあるわけですが、そういうものを進めていくと差といふものが大きく開いてこないということをお私には実感として見ております。ですから、小選挙区制ですると、どっちかといふところの農業者の多いところに分があると、こういうような快快といふものはもう解消する段階に至るといふんじゃないかと、こう

いうふうに思いますので、それはそれで多いところに数が行くとか行かんとかいうような話はもう超越していただいて、もうやっぱり大選挙区制でいこうじゃないかと。これが私は今ごろのやっぱりあのもんじゃないかなと思ったりしております。それだけでは私は理に合わないんじゃないかと、こういうふうに感じます。

松元議長 幹事より答弁があるようです。お願いします。

脇本幹事長 今、専門部会長が申し上げたとおりなんですけども、浜坂町と温泉町の農業の特色というか、そういうこともおのずと違うわけでありまして、特に農業委員会は農地法の3条、4条、5条等の申請業務等が主な業務といたしますが、そういうことになります。そうなりますと、やっぱり十分農地等の地形でありますとか、農地状況等を十分把握された方が協議をされる、議論をしていただくということでなければ、行政委員会としてのその機能が十分果たせないというように認識をいたしております、そういうことからいたしますと、先ほど専門部会長が言いましたように、一定の基礎数字をバランスよくっていいですか、定数を定めてやっていくということが当面の執行の仕方として妥当ではないかというようなことで専門部会の方も一定の結論を出していただいて、幹事会等でも多方面でいろいろ検討加えましたけども、そういうことでこのたびはとりあえず、またこのたびの選挙以降、合併後、その後にもいろいろと議論が加わって修正されるということであっても、とりあえず合併直後はこういう小選挙区っていいですか、選挙区を設けてそれぞれの地域の実情等を御理解いただいとる方で機能していただくということが妥当だろうという判断に立っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

松元議長 中田委員。

中田委員 浜坂の中田です。私も農業委員なんですけども、合併してすぐに、じゃあ、温泉町の農政の方に農業の関係についていうと、若干、まだ認識が、温泉町の把握し切っていないということがありますので、やっぱり、新町の新しい町になって浜坂町のこともわかり、温泉町のこともわかりしてから一つの選挙区にするという方がいいんじゃないかと。合併直後に、じゃあ、浜坂町の農業委員さんが温泉町のことでどうこうって、じゃあ、物も言えんようになることが起きてくるんじゃないかなという心配事があるんです。ということで、とりあえずは初め選挙区制を設けて、ある程度均衡を持ってお互いで話し合いをして、で、1期、2期過ぎたころから、じゃあ、一つの選挙区にしようじゃないかとかという話をさせていただく方がいいんじゃないかという提案を農業委員会の方でさせていただいた経過がありますんで。

松元議長 田村委員。

田村委員 私の方の現職の農業委員さんがおっしゃるですけど、それだけで小選挙区制を設けるといふ私は理由にならんとする。先ほど申し上げましたように、温泉町と浜坂町は農政事情が違ふんだと。そのかわり小選挙区にして、温泉は温泉の方でこだわりして温泉のことをやれや、浜坂は事情が違ふだけえそっちの方でやれやということが、なれるまでやろうやと、こんな話はないと思う。やっぱり大選挙区制にして、それぞれの農政事情が違ってもその中でお互いに切磋琢磨してやろうやと、これが本当の姿だと思ふ。これだけで小選挙区を設けるといふ、大きな理由には私はならんとするよ。それでそれが前提でなれるまでちゅうやな話はあれへんのよ。ずっと続けるというのなら話がわかるけどね。なれるまでちゅうやな話は僕はないと思う。

松元議長 今、議論が出ております。さらに皆さんの、委員さんの方で御意見ございましたら加えていただけたらと思ふますが。

田中董委員。

田中（董）委員 温泉の田中でありませう。私、今、皆さんのいろいろな論議を聞いておまして、さっき当局から提案されませう、今はやはり2つの選挙区に分けた方が混乱がないだろうといふことは、確かに当たっておると思ふませう。と申しますのは、農業委員会やはり申達がありませうと現地の確認調査なんかもいろいろあると思ふませうし、する中で、やはり町の農業政策ももちろん大切でありませうけど、現地の調査といふものが、やはり私は、じゃあ、一本の選挙区にして、仮にこの4,100の票数でいきますと、温泉の方が多くなつた場合に、本当に、じゃあ、浜坂の現地が十分に理解ができるかといふと、そうでもないと思ふませうし、やはり、今のこの際は、混乱を避けるためには当局が提案されておりますこの選挙区を2つに分ける、そして余り農業委員も、8名と9名ですか、こういうことの方が公平さを欠かんでいいじゃないかと思ふませうので、今のこの提案の方がよろしいと思ふませう。

松元議長 田中満穂委員。

田中（満）委員 私は同じ浜坂町の合併協の委員として、田村さんの意見に反対するのはものすごく心苦しいですけども、私は私の信念を通したいと思ふませうので、発言させていただきたいと思ふませう。

むしろ僕はこの提案は、浜坂町のことをよう考えてくれたなと、私は内心は感謝しております。要するに、農家戸数やそれから耕作面積、それから有権者数を考えたら、たつた

1人の差では本当はおかしいなと。少なくとも2・1ぐらいにせんとバランスがとれんなと、こう思っております。ですから、先ほど当面という言葉は田村さんは、当面ちゅうやあな話はないと、これも私は確かにそうですけども、やっぱり、これしか当面ちゅう言葉しかないじゃないかなと。やっぱり、今から先を拘束するということは大変難しい話だし、将来の人にまだ合併せんまでから先な一本にするとか、何年たったら一本にするというのはどうも不適當だないかなと、こう思っております。ですから、この案については僕は賛成したいと思います。済みませんな、田村さん。

松元議長 ほかに特にございましたら。ただいまの出ておりますのは、定数を20名に減員するという御意見のことと、それから今の選挙区制、小選挙区を持つべきではないという2つの意見が出ております。ほかにこの農業委員の任期、定数についてのことで、ございますか。

小林委員。

小林委員 座ったままでええですか。今、2つ議論されてるわけですけども、定数の問題と選挙区の問題。選挙区の問題は提案どおりで私はいいというふうに思うわけですけども、定数につきましては議会の定数が20、そのうちの4人を農業委員に出すという提案をされているわけですけども、違いますか。(発言するものあり)あ、推薦をね。だからその割が多いんじゃないかなと。だから2人でいいと私は思いますので、田中委員の2人減らして20人というのに支持をいたします。

松元議長 ほかにございますか。(発言する者あり)ちょっと発言は挙手でお願いします。どうぞ。何ですか、はっきり発言は挙手でお願いしますということ。

田中委員。

田中(満)委員 再度発言させていただきます。私もいろんなことを考えて、理想を言ったつもりで、初めのときは大体あかなあと思いながら自分の考え方をひとつ披瀝しただけの話で、それくらいのことはわからんほど若くもありませんし、ですけども、これはぜひ聞いていただきたいと。皆さんにぜひお願いしたいと。以上です。

松元議長 田中要委員。

田中(要)委員 議会推薦というものの考え方なんですが、あくまでも選挙で立候補し、我こそはとって選出されるというのは、みずから農業委員として頑張るぞと。議会推薦というのはあくまでも第三者的に有識者として、これはあくまでも別の角度から農業委員会に対していろいろな御意見を申し上げるという部分でありますから、利害が絡む部分と

利害が絡まない部分というのがこの議会推薦の方々には求められておるわけでありまして、したがって、これを数だけで4人がいい2人がいいということのみでこれが論じられるというのは、いささか私は軽いというふうに思いますから、したがって、議会推薦4名とするという結論に達したという物の考え方を当局側でお知らせ願えればと思うんですが。私はできれば、数というのは多くもなく少なくもなく、こういう考えでいきますと、現在の4人というのは至当だと私自身は考えております。

松元議長 当局の方で4人の根拠ということで説明できたらお願いいたしたいと思います。

専門部会でできますか。

専門部会長、岡田君。

岡田産業経済部会長 議会推薦、法定でいけば5人以内というふうなことになるわけですが、先ほど田中委員さんの方からおっしゃられましたように、双方、両町の農地等の現状を見る中で、議会推薦に当たってはそれぞれの有識を持った方々に出ていただくという状況の中で、1町それぞれ1人というふうな状況では、到底、状況把握等、あるいは調整等が困難であろうというふうな状況の中で、基本的にはそれぞれの町から2名ずつの選出をお願いしたいというふうな考えのもとで御提案をさせていただいております。

松元議長 ほかにありますか。

〔質疑なし〕

松元議長 それではないようでございますので、今、出ております2件について、皆さんの考え方を正しておきたいと思います。

定数を20名に減員するという意見が数名から出ておりますが、この件について、同意なさる方の挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

松元議長 挙手少数でありますので、この定数につきましては、原案を優先して審議させていただきます。原案どおり審議させていただきます。

それから、次に小選挙区制を廃止するということに意見が出ておりました。この件についての、小選挙区制をなくして全町一つの選挙区でやるということについて、同意なさる方の挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

松元議長 少数でございますので、この件についても原案の審議を進めていくというこ

とで了解願いたいと思います。

特にほかにございませんか、御意見は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは……。

田村昭委員。

田村委員 これは事務局の方から説明があったのに、4人の中は両町で2人ずつというようなことは、これは取り消した方がいいじゃないですか。それは確認しておかないと、そこまで踏み込んで、ありがたいなと思っております。よろしいですか。

松元議長 ただいま答弁の中の一部についての確認がございました。この件について、幹事会あるいは部会の方で答弁をお願いいたします。

岡田産業経済部会長 失礼いたします。先ほど申し上げましたのは、部会の中で調整する段階で、それぞれ双方の状況を鑑みるときに、2名ずつぐらいが適当であろうと。ただし、この2名ずつということについては、議会等の推薦にそのまま委ねるということでは言っておりません。あくまでも議会4人という中で、両町の中から選出していただくということが大前提でございますので、その選出する基礎にした数値として考えたということで御理解を賜りたいと思います。

松元議長 田村委員。

田村委員 あのね、同じことを言っても、もっと言い方を変えて言われんと、私の受けとめ方とあんたが言ってることだったら、うんと違うじゃないですか。事務局がたまたまそういうことも言ったけどもそうじゃないんだと。言い過ぎでしょう、それは。違うですか。それは我々がタッチするところじゃありませんという話じゃないですかいな。あんまり強がりじゃないですか。

松元議長 部会長どうぞ。

岡田産業経済部会長 先ほど申し上げましたのは、私どもが部会の中で協議するだけのことでありまして、私どもが推薦するとかそういうことには、任に当たるわけではございませんので、そこまでを申し上げるべきじゃないということで、その審議過程の話をお話しさせていただきましたので、あくまでも議会の推薦に委ねるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

松元議長 田村委員、よろしいですか。議会の推薦のときにはこだわるじゃない。それくらいの考え方が必要と考えたということで4人にしたということですね。ほかにござい

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、協議23号の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてということで、1、2、3の項目があります。1は農業委員会の委員については、新町に1つの農業委員会を置き、2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。2、選挙の単位は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、選挙区制の導入とする。ただし、選挙区については浜坂町、温泉町のそれぞれの区域とする。3、新町の農業委員会の選挙による委員の定数は17人とし、各選挙区の定数は、基準定数及び農地面積、農家戸数の比率等を加味し、浜坂町8人、温泉町9人とする。選任による委員は、議会推薦は4人とし、農業団体推薦委員1人とする。合併後初めて行われる一般選挙から適用する。以上のことについて、確認をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

中井祥三委員。

中井(祥)委員 温泉町の中井でございます。私の認識が間違ってるのかどうかわかりませんが、この3の項の浜坂町、温泉町という表現というのは、これでいいんですか。新町になれば温泉町、浜坂町という名称が通用しなくなるわけなんですけど、この表示をするとするなら、旧浜坂町、旧温泉町という表現にしておかないと、ないものをいかにもあるような表現の仕方っていうのは、ちょっと、今、そういう感じを受けましたもんで、いかがでしょう。その辺の解釈をお願いしたいと思います。

松元議長 当局より答弁お願いします。

阪本事務局長 このことにつきましては、合併期日までに調印をするということになります。調印なり議会議決というときには、まだ、このままの表現でいいんじゃないかと。これを持ち越して、合併後になりますと、これを読みかえて、そういうふうな旧ということをつけるということにはなるとは思いますけども、現在は合併後を想定しながらも合併前の協定書ということになりますので、このままでいいんじゃないかというふうに考えております。

それと、25ページにも丹波市の方で旧の町名とありますが、現の町名ですけども、柏原町、氷上町というふうな、それぞれの文言で協定をされておるようですので、こういうことからしても現在の町名をそのままということでもいいんじゃないかというふうに解釈を

させていただきます。合併してからは、読みかえさせていただくということになります、当然。以上でございます。

松元議長 了解いただけましたか。

ほかにありませんね。

〔質疑なし〕

松元議長 それでは、先ほど議長より朗読いたしましたとおり、協議第23号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてということをお確認いただけたと決まっておりますしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、御確認、決定いたしましたので、これをもって23号の協議を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

〔休憩〕

松元議長 それでは、ただいまより会議を再開いたします。

再開後の会議は、協議第24号、新町の建設計画（その3）についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 26ページをお願いいたします。協議第24号、新町建設計画（その3）について。将来の人口・世帯、地域の基本的構成について提出する。平成16年2月18日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は6です。新町建設計画（その3）について。将来の人口・世帯、地域の基本的構成について別紙のとおり提出する。

27ページから34ページまでですが、内容につきましては担当の西村主幹の方から説明をいたします。

西村主幹兼計画係長 失礼します。それでは、私の方から資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料の27ページをご覧ください。前回の協議会で新町まちづくりの基本方針の中のまちづくりの理念と将来像について確認をいただきましたが、今日はそれに続く将来の人口・世帯、それから地域の基本的構成について説明させていただきます。

まず1点目は、将来の人口・世帯ということで、まちづくりにおける重要な指標、人口・



世帯等について考え方を示させていただきます。

ここにいう将来の人口・世帯というのは、国勢調査を用いた過去のデータからの統計学的に求めた推計人口そのものではなくて、各町の総合計画等で設定されております政策的な目標人口と同じ考え方で、努力目標としての数字を設定しております。

これまでの総人口の推移を見ますと、これからも減少する傾向にありますが、合併の効果を生かし、また新町の振興を図る施策が盛り込まれた新町まちづくり計画に取り組むことにより、定住、交流のための生活基盤の整備や、健康、医療、福祉施策、子育て支援施策の充実、産業振興による雇用の場の確保などを進めることによって定住人口を確保し、平成26年における目標人口につきましては1万8,000人を掲げております。

また、年齢別人口につきましては、年少人口14歳まで、それから生産年齢人口15歳から64歳までのこの年齢層におきましては減少傾向が続く見通しでありました。さらに老年人口65歳以上につきましては増加傾向が続き、高齢化率は30%まで上がる見通しを立てております。

この下の表で過去の国勢調査の推移を見ながら、今回、この動向による推移計数などを参考にして、この見通しを立てております。

現在、日本全体におきましても、最近の発表でいくと2006年には人口のピークが生じるということで、その後、人口が急速に減っていくだろうという見通しがあります。そういった中で、本地域におきましてもこのままですと減少を続けますが、その施策等を展開することによりまして、1万8,000人を確保していこうという努力目標を掲げております。高齢化につきましては30%ということで、大変高い数字になりますが、それに対応した施策というよりは、前回の協議会でも御意見をいただきました高齢化を逆手にとって振興を図る施策を展開していくというふうなことを考えていかなければならないと考えております。

次の28ページにつきましては、就業人口ということで、同じく平成26年で9,200人が就労していると、総人口の約半分が就労しているということになります。内容的には、第1次産業、第2次産業に就業する人口は減少していくであろう、第3次産業の就業人口が微増というふうな見通しを立てております。過去の状況を見ますと、第1次産業は平成2年には2,015、これが10年後になりますと1,289ということで、急激に減っておりますが、高齢化等による第1次産業の減少率が高い。一方、第2次産業、製造業、建設業においては少し減りますけども、全体の構成比は大体31%ということで、お

おむね現状を維持していくと。第3次産業につきましては、構成比においては55%ということで、観光産業、またそれに関連する産業の振興等を考えた中で、こういう見通しを挙げております。

住民アンケートにおきまして、2町の場合は雇用に対する期待と要望が高いというのが特徴であるということをお報告しましたが、既存の産業の振興とともに、高齢化という新たな、そして大きな社会ニーズ等に対応した新たな産業の振興を図っていくということが求められております。

最後に、世帯につきましては、平成26年で5,700世帯を見込んでおります。3.2、これが1世帯当たりの人員になります。

次は29ページをご覧ください。2点目は、地域の基本的構成ということで、まず1につきましては、新町の広域的役割について説明をさせていただきます。新町の発足後には、前回、テーマとして設定いたしました「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」の創造に向けまして、新町におきましては広域的な役割がさらに強化をされていくこととなります。新町は、国内また近畿圏において重要な広域的役割を担っており、またその役割を果たすことが求められておるということで、協議会の委員アンケート等を参考にさせていただきまして、5点ほど項目を上げております。

まず、1点目は、豊かな自然環境に育まれた美しいふるさとづくり地域ということで、温泉町の総合計画では「美しいふるさとづくり」というのがキーワードということで、ここに使っております。2点目は、海、山、温泉を活用した健康保養・集客地域ということで、浜坂町の「健康」というふうな部分をここに上げております。3点目は、近畿と山陰の日本海連携拠点地域という点であります。4点目は、魅力ある食文化を提供し創造する良質で安全な食糧生産供給地域、5点目には、世界自然遺産の登録推進や歴史的学術文化を保護、継承し、自然との共生を展開する地域ということで、5点を役割として上げております。

次に、31ページの広域的な位置図であります。これにつきましては先ほど言いました近畿と山陰の結節点で、連携を促進する拠点地域ということと、鳥取市と豊岡市の中間に位置して、鳥取豊岡宮津自動車道等、交流基盤の強化によって横軸であります日本海国土軸と北近畿豊岡自動車道で縦軸であります。注釈をつけておりましたけども、T・TAT地域連携軸形成の役割を担っております。鉄道につきましては、京阪神地域へ豊岡と鳥取の2ルートでのアクセスが可能というふうなことを示させていただいております。

次に、32ページの新町の地域構造ということで、ここでは土地利用、都市構造を点と線と面からそれに対応しました各地区ゾーンということで設定をしております。これによりまして、各地域の位置づけ、また役割分担を明確にしますとともに、新町における2町の特徴を生かしたまちづくりを表現しております。

また、この項で都市という用語を使っておりますが、これは一般的に言う田舎と都市というふうな意味ではなくて、但馬地方拠点都市地域整備推進協議会が平成7年に策定しました但馬地域拠点都市地域基本計画で、ふるさと都市核、また但馬広域行政事務組合が平成8年4月に策定しました但馬ふるさと市町村圏計画で、但馬海岸都市形成交流ゾーン、また但馬西部高原交流ゾーンといいます上位計画において規定されておることを受けまして、各種計画においても使われている用語ということで、使用をしております。こういった上位計画のゾーン指定を受けて、但馬の中での役割を果たしていくということも大切であるというふうに考えております。

1番目に、核ということで、中心核、これがふるさと核というふうにしておりますけども、2町の役場周辺を位置づけておりまして、地域サービスの機能の充実を図り、歴史文化、特色を生かした魅力づくりを進めるというふうにしております。合併後には旧町のエリアを超えた一体的なまちづくりを進めていく必要がありますが、まず2町それぞれのよさ、個性や特色を確認した上で一体化を図るということで、2点目には、点であるふるさと核と面である地域核を包括したエリアの中の拠点を表現するというので、先ほども話にありましたが、旧町名を使用しております。浜坂町におきましては、海の自然と先人文化、国民保養温泉地を生かした健康都市を創造する地域振興拠点。温泉町におきましては、海、山、温泉の魅力を融合した観光交流を推進する地域振興拠点というふうなことで、考え方を示させていただいております。

もう一つの地域核でありますけども、これはもっと小さい範囲での地域コミュニティのまとまりを考慮した日常生活圏を中心地域核として位置づけまして、生活サービス機能の充実を図ります。現状では2町の旧村を単位にしてまとめております。

2番目には、都市軸と地域軸ということで、前回、新町のまちづくりの理念、4点ばかり御確認をいただきましたが、その4点目に、連携交流するまちづくりというふうなことがあったんですが、その新しい発想の地域連携軸ということで、今まで右肩上がりの経済成長を前提とした地域開発から、これからの少子高齢・低成長時代には、交流連携ということが必要であるということで、地域の人々の生活圈や交流圏は念頭に置きまして、従来

の行政区画にとらわれず、交流連携を進めていく。そして各地域で役割分担、機能補完、協力して一つの事業に取り組むということによりまして、効率性を高め、全体としてのサービス水準の向上を図っていくというのが目的であります。

まず、地域軸の1つ目でありますけども、山陰海岸連携交流軸ということで、日本海国土軸形成を担う海岸地域の東西の広域軸というふうなことで位置づけております。

地域軸のもう一つが、山陰海岸連携交流軸ということで、こちらは山陰内陸連携交流軸ということで、東西の軸で国道9号を広域交通軸として連携交流を強化するというふうにしております。

それから、2町をつなぐ都市軸ということで、2町の中心核を結ぶ新町のシンボリックな連携軸ということで、岸田川ふるさと核連携交流軸というものを、そういうふうになづけて形成をしております。

次に3点目に、ゾーンということで、現状の2町の状況を踏まえまして、まず、行政・賑わい(DID地区)ゾーン、これにつきましては、浜坂中心市街地の人口集中地区ゾーンを言っております。

2点目の観光ふれあいゾーンということで、こちらにつきましては、湯村温泉街とその周辺の国道9号沿道を中心としたゾーンを設定をしております。

次に、海岸ゾーンとしましては、山陰海岸の沿岸ゾーンで、海、河川、山地の自然との共生を考慮した漁業関係のゾーンを設定をしております。

それから、4点目の森ゾーンということで、これにつきましては、浜坂町と温泉町両方にまたがっております。町の境はこの間を通っているというふうな森ゾーンを設定しております。

それから、田園・高原ゾーンにつきましては、温泉町の照来地区を中心としたゾーンを設定をしております。

それから、最後に高原ゾーンということで、こちらは上山高原を中心とした高原ゾーンということで、現状では全県的なモデル地区としての整備充実を図るというふうなことで設定をしております。

34ページにつきましては、それを図示した形での地域構造図というふうなことになっております。

最後に、ゾーンの記載等につきましては、現在最低限なものにとどめさせていただいておりますけども、次回の協議会以降で施策の協議をしていただくという予定にしております。

すので、そこでの協議等によりまして事業が明確にされたという段階につきましては、また全体の計画の中での協議ということで、ゾーン等の説明にフィードバックするというふうなことも、協議の中でお願いすることもあるのかなというふうに思います。

以上で協議第24号、将来の人口・世帯、地域の基本的構成についての提案とさせていただきます。

松元議長 協議第24号について、当局より説明が終わりました。

この24号についての御質問のある方は挙手によりお願いいたします。

小林委員。

小林委員 浜坂町の小林です。ここの場所で質問がふさわしいかどうかはわかりませんので、とりあえず質問をいたしますから、議長の方で配慮をお願いをしたいと思います。といいますのも、両町が順調に合併をすれば来年の春には新しい町ができると。つまり、両町とも新年度予算、16年度予算の編成時、まあ、もうできてるかもわかりませんが、編成時に、現在、当たっているという状況にございまして、その予算を組むという段階で、両町のトップでどのような組み方をしようとか、そういうような内容について、予算の総枠についてとかの話をされたかどうか、調整ができていくかどうかということをお聞きをしたいと思います。

松元議長 今の中身とは、小林委員おっしゃられてるのちょっとずれてるかと思いますが、考え方について意見求められたとおり答えられるところがあったら答えていただくという形をとりたいと思います。

会長。

中村会長 また温泉町長からもあるでしょうが、両町で予算の編成に当たって事業等の調整協議は現在はおしてありません。財政的にもう苦しい状況にあるのは聞いておりますし、私どもそういうことを申し上げておりますが、どういった事業をどうだという調整協議は現在はおしてありません。以上です。

松元議長 副会長。

馬場副会長 じゃあ、私の方からも一言。

実は、新年度予算編成に当たりまして、普通交付税が温泉町で約1億近く減る。それから臨時財政対策債、普通交付税の減額を補うというシステムの中で打ち出された臨時財政対策債につきましても約1億、2億都合、歳入面で大きな減額になるわけでありまして。したがって、この新規事業につきまして、これはなかなか困難だというふうに思っております。

すし、そうはいいながら継続事業につきましては、温泉町の場合、特にこの平成15年、平成16年、これで終わりという事業がかなりございますので、その継続事業を中心に予算編成というふうなものに、現在、苦慮をしている最中であります。

松元議長 小林委員。

小林委員 では、許可をいただいたようですので、引き続いて質問をしてみたいと思います。

といたしますのも、大変財政が苦しくなって新年度予算が組みにくいというのは周知のとおりでございますので、そのように認識をしております。ただ、気になりますのが、合併をして新町ができるわけですから、いろんな部分で新しい町が引き継いでいくと。負の部分もあればプラスの部分もあるだろうと、そういうことで新たな16年度に動きがないのだろうかということ懸念をいたします。つまり、継続とは言いながらも、大きな、新たな起債を起こしている事業があるかないか、そういうことも思ったりもいたしますし、例えば一例ではありますけれども、温泉町の支所のことなんか気にはなったりしております。ですからそういうことも含めて、この場で新町の建設計画に向かう前段階として、わかる範囲で公表すべきではなからうかなというように思いますが、いかがでしょうか。

松元議長 じゃあ、馬場副会長の方から答弁があるようでございます。

馬場副会長 小林委員におかれましては、浜坂町の状況というのは、一定、御理解いただいているというふうに思っておりますから、温泉町の、今、御指摘のありました点についてお答えを申し上げたいと思いますが、新たな起債ということについては、私どもは、極力、抑えてまいり。多額の新規起債というものについては、現在、念頭に置いておりません。

松元議長 よろしいですね。中身を沿ったものをお願いいたします。

小林委員。

小林委員 新たな起債がないということで、言い方悪いですがけれども、ほっとしております。わからない部分の温泉町のことですので、言い過ぎましたら御容赦をお願いをしたいと思います。

ただ、以前にもこの協議会で議論がなされたと思っておりますけれども、先ほど言いかけてました支所の件でございますね。温泉町はそれに新年度に取りかかるというようにお聞きをいたしましたけれども、そうなんでしょうか。できましたら新町の建設計画ができてから投資効果を考えた、それにふさわしい建物を向かうというのが本筋ではなからうかなという

ように思います。温泉町の基金を使ってどうのこうのに全く反対するものではありませんし、温泉町の意向を十分に酌んでいきたいと思っておりますが、スタート時が、建設計画ができてからのスタート時の方がふさわしくないだろうかと思っておりますので。

松元議長 馬場副会長。

馬場副会長 せっかくの、少し詳細にわたった御質問ですからお答えを申し上げたいと思いますが、現実、現段階でそれぞれ今、合併に向かって皆さん方にいろいろと御議論を賜っているところであります。現段階はあくまでもそれぞれ個々の地方自治体として、厳然として存在してございます。その中で、もちろんマイナスポイント、プラスポイントあると思いますし、また負の遺産あるいは正の継承できようとする資産あるいは資金、こういうものがあるわけでありますから、そういうものを整理をするという中で、私は行政のトップとして無駄な支出、無駄な投資というふうなものは、極力控えていく。反面、負の遺産というものは合併までに極力少なくする。できればなくしていきたい。そういう観点の中で、例えば温泉町単独で持っておりました焼却炉の解体もやりましたし、そのほか例えば中学校の統合、さらには幼稚園と保育所の合体施設、こういうものが将来にとってそれぞれ、合併後の新たな町にとってこれは非常にメリットがある、役に立つ、そのような観点で議会とも協議を申し上げて、事務事業の実施をさせていただきたい、させていただいているというふうに認識をいたしております。

松元議長 ほかに。

田村委員。

田村委員 前回、馬場町長に今、小林委員の方から質問がありまして、およそのことは理解ができるわけですが、もっと具体的に、ぐっと包含されたような受けとめ方しかできないわけですから、もっと、例えば支所についてはどうというような考え方でおられるのか、もう一つ掘り下げてちょっと聞かせていただきたいなと思います。

松元議長 馬場副会長。

馬場副会長 この点につきまして、実は私どもの議会にも御協議、御相談申し上げておりませんので、現段階でそれを私の一存あるいは個人あるいは私どもの執行部の考えとして披瀝をしていくという状況にはないというふうに考えております。

松元議長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、協議第24号、新町建設計画（その3）について確認をいたしたいと思います。

この協議第24号について提案のとおり確認いただくということによろしくお願いしますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 確認を決定いたします。

では、次に入りますが、準備があるようでございますので暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 それではここで会議を再開いたします。

それでは、協議第11号（継続）新町の名称についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 35ページをお願いいたします。協議第11号（継続）新町の名称について。新町の名称について継続して協議する。平成16年2月18日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は3です。新町の名称について。新町の名称は、何町とする。平仮名も「ちょう」とするということでございます。

36ページの方に前回で第1回の選考において選定された名称ということで、5つの名称を掲げてございます。浜坂町、温泉町、平仮名のおんせん町、湯の浜町、湯の里町ということでございます。

2番目の名称の意味または理由は別紙のとおりということで、めくっていただきまして37ページの方に掲げてございます。浜坂町につきましては、大まかなもののみ朗読させていただきますけども、伝統・歴史があり、今まで親しんだ名称である。また、名称が美しい。JRの駅があり、県の庁舎がある。町名変更による経費を削減するため一つの町名をそのまま残すというふうなことが理由でございます。温泉町でございますけども、ユニークで個性があり、話題性、インパクトがある。洋名「Hot spring Town」をつけることで、世界にイメージしてもらえる。これからは世界にアピールする必要がある。観光振興のために最もPRしやすい名称というふうなことがあります。それから平仮名のおんせん町ですけども、上の漢字と同様の意味の理由がありましたですけども、平仮名にすると平仮名の方が温かみがあるというふうなことがあります。それから湯の浜町で



ございますけども、両町の名前をとって、誰にもなじみやすい。それから響きがよく、名前を聞いてほのぼのとするとか、両町の温かく広いイメージを継承するため、「湯」と「浜」を使用したというふうなことでございます。それから湯の里町でございますけども、温泉を表す言葉が必要であり、まさに湯の里である。両町に温泉が湧出し、町民の生活を潤し、観光の目玉になっている。2町に共通する温泉を広くアピールでき、国民温泉保養地としての確立ができる。そういうふうな、それぞれまだありますけども、理由がございました。

戻っていただきまして36ページですけども、2点目にこれから新町の名称の選定ということで第2次選考に移っていただきます。先ほどの5つの候補の中から各委員がそれぞれ1点を推薦していただき、集計結果を参考に協議により決定ということがこれまでの要項からの流れでございます。

以上で説明は終わらせていただきます。

松元議長 ただいま事務局の方から説明がございました。5町ある中で、この中から投票により1町を推薦していただくということになっておりますが、投票の方法等、いろいろ思いも、やり方についてはいろいろあるかと思えますし、協議員の皆さん方のそれぞれの町名推薦に対する思いがあると思えますので、ここで皆さんからそれぞれについて御意見があれば、お伺いさせていただいて、投票の方法等、後に決めたい、そう思いますので、御意見がございましたらここで挙手をお願いいたします。

小林委員。

小林委員 浜坂町の小林です。前回のときに私の方から今後の問題も残るだろうから浜坂町、温泉町の現行町名を外してはどうかという提案をさせていただきました。委員の中から決まってからでもいいではないかという意見もございまして、まとめとしてその外すかどうかということはこの投票の前に協議をすると私は認識をしておりますけれども、いかがでしょうか。

松元議長 今、旧町名を外すということを考えてはどうかという御意見でございますが、これについて皆さんいかがでしょうか。

岡田委員。

岡田委員 私は前回にも発言をさせていただきました。まず最初に、5町合併のときのそれぞれ住民からの募集をかけたときの募集要項、また、今回の2町に対する募集要項、このようなものからいたしまして、ここで現行町名を外すというふうなことについては、やはり住民の皆さんからも理解はされないと、かように考えております。したがって、

まず現行町名を外すというふうなことについては、私は反対でございます。

また、後ほどこの投票に至るまでにおいては、私はやはり事前の前段での物の考え方の協議、調整をしておいて、それから投票というふうな順序にすべきだと、こういうように考えております。

松元議長 今、まず現行町名を外すかどうかという意見が最初に出ておりますので、これに集中して意見をお伺いしたいと思います。

中井功委員。

中井（功）委員 失礼します。温泉町の中井と申します。以前に5町の合併の協議会の話聞いておまして、今、小林委員が言われたようなことも私自身もいろいろ考えてみました。ただ、その中で自分の考えの中でどうして旧町名を外すかって考えるときに、大義名分が立つだとか、住民の理解が得られやすいというふうなことが自分の頭にあったように思います。そして、こうして事実なって、本当に新しい町の名前がどれがいいんだろうって考えたときに、改めて旧町名を見てみました。そうすると今まで先人たちが名づけ、そして今までの歴史もある、その町を捨てる理由がないんじゃないかと、その町名を捨てる理由がないんじゃないかというふうに思います。

それと、先ほど岡田委員の方も言われましたけども、5町でいろんなことを学んだって言われますけども、5町と同じ轍を踏むことになるんじゃないかと。やはり住民の投票が第一であるべきだろうと思いますし、本当に新町の名前として旧町名がふさわしいのか、価値がないのか、そのことが大前提に考えられるべきだと思います。以上です。

松元議長 田中満穂委員。

田中（満）委員 浜坂の田中です。岡田委員あるいは中井委員のおっしゃることは、要するに旧名を、歴史があるからっていったらどっちもあるわけですから、これで決まりますか。決まると思われませんか。こんな議論しとったらそれはもう、これはとっても合併できません。それはもう正直言ってお互いが、互譲の精神というのはお互いが引いたりするということです。これずうっとやとったら、10対10でずうっとやって、これはもう延々にやとらないけません。こんな無駄な合併協だったら本当にやめた方がええなと私は思うぐらい、こんな理屈討論やめましようや。どうしたら解決して、新しい町の名前ができるかっていうこと真剣に考えましような。

松元議長 西村委員。

西村委員 座ったままで済みません。温泉町の西村でございます。今、私は温泉町の岡

田委員、それから中井委員の方から発言がありましたことに対しまして、もう絶対大賛成の立場で発言をさせていただきます。

ただいま、浜坂の田中委員の方から互譲の精神というふうなことをおっしゃいました。この互譲の精神につきましては、私は浜坂町の委員さんの方から第一声を出されまして、何とすばらしい文言だろうと、互譲の精神。それはもう誰が聞いてもこういうふうなすばらしい言葉はないと思うんです。それにもって前回ですか、温泉町で副会長でおられます馬場町長の方から、互譲の精神をもって本庁舎は浜坂町にというふうなきちっとした発言がなされたわけでございます。それは委員の皆さんももうよく御存じだと思うんです。それでは私はそこで浜坂町の委員さんにお尋ねしたいんです。互譲の精神とは何ぞやを尋ねてみたいと思います。以上です。

松元議長 田中委員。

田中(満)委員 一番最初にこの協議会で互譲の精神というのは私が発言しましたんで、説明を申し上げたい。互譲の精神っていうのは、お互いが譲るということですから、お互いが。ですから、お互いが浜坂町も温泉町も歴史があるわけですから、これをいつまでもやっとならこれは合併ができませんよと。互譲の精神というのはお互いですよ、これ。片っ方だけ譲らせてって、これは互譲の精神になりませんよ。

松元議長 岡田委員。

岡田委員 確かに互譲の精神ということはよくわかります。しかし、私は現行町名を、じゃあ、抜きにすることがそれが本当の互譲の精神でしょうか。決して私はそんなものではないというふうに思います。だって、他の合併協ではいろんなケースがあるんじゃないですか。そのことを抜きにして互譲の精神の中で現行町名を除外することが互譲の精神だなんて、そんな考え方なんて、私は全く当たらないと、かように考えます。

したがって、私は、やはり、それぞれ町民から募集をかけた要項に基づいて、今現在までこの5つの候補が名前として選定されてきたわけです。したがって、この中でやはりこれから先町民が新しく2町が合併した後に、本当に親しんでいける、そういう中、またそのものがそれぞれ外部に向けても自負できるような、そういうすばらしい名前をつくっていく、このことが一番重要であるというふうに考えております。もちろん、そこに至るには町の建設計画、そのようなものが当然十分に議論されて、それなりの枝打ちなり、肉づけをせなきゃいけないとは思いますが、やはり私は互譲の精神に、こんな最初から2町を外すことが互譲の精神だなんていう物の考え方は私は違うというふうに思います。

松元議長 中井委員。

中井（祥）委員 温泉町の中井です。この名称の問題が論議されました時点で旧町名は入れるということで皆さんが同意をしたわけでありまして。これは先ほどからそれぞれ温泉町、浜坂町の委員さんから発言がありますように、自分が長く育ってきた町っていうのは誰も愛着を持っています。これは当然のことでありまして、できればそれを継続して新町の名称にしたいというのは皆同じだということのように考えます。ただ、私はそういう自分の育った町のいろんなものをいつまでも引きずるというよりも、じゃあ、新しく例えばこの5つ町名が出ておるわけですから、この町名が果たして将来、町のシンボルとしてどれがふさわしいのかという問題をやっぱり考えなきゃならんだろうということのように思います。

私は将来の町の発展というのは、交流という問題が一番大きな産業の中心になるということのように思います。と申し上げますのは、これは各町村が現実にそうでありまして、あるいは県も国も挙げてこの交流ということをいかに産業の中心として持っていくのかということとは、盛んに問われておる時代であるわけですね。そうしたときに、それぞれの名称の中にそれを肯定する御意見ではあるだろうとは思いますが、やはりそういう観点からみて、どの町名がふさわしいのかということ、あるいはそれぞれにあるわけでしょうが、この名称が全体的にそういう面からするならいいという考え方というのはあると思うんですが、やはり最大公約数から見て、どの名称がふさわしいのかというような考え方であるべきが本当ではなからうかなということのように思います。

先ほど、岡田委員からもお話がありましたが、ただ感情的な問題で旧町名を捨ててしまうということは、決してすべきじゃない。冷静に判断をするべきだということのように考えます。

松元議長 田中満穂委員。

田中（満）委員 浜坂町の田中です。私は、捨てることに全然賛成する気持ちもありませんけど、結局、この間の投票や今のおっしゃることを聞いとると、浜坂町に育って、生まれて、今住んどる人は浜坂町を愛しとる。温泉町に生まれ育った人は温泉町を愛しとる。これをずっと続けとったら、これはもういつまでたっても解決がつかんと。それからどれがどの名前がええか悪いかちゅうのは、要するに主観論ですわ、客観論じゃあらへんですけえ、これ。そうなってくるともうトータルはこれ外してしまわんともう合併して町として名前がつけれんという、もう先、誰が考えても投票したって10対10、ずうっとこうやってやっとなるですか、これ。ですからそんな無駄なことはやめて、もうわかりき

った労力をせずに、何か両方の名前をとるとか、将来性が両方に共通するとか、そこでちゃんとした名前がありますし、またこれで足らんならやっぱりあと3つぐらい探してもええし、発案して、それをやってもええわけですから。何かじっと聞いとると、本当は僕はしゃべりたくないけど、あんまりにも主観論をおっしゃるのでね。

松元議長 西脇委員。

西脇委員 温泉町の西脇です。座ったままで失礼します。今の田中委員の前段の発言は、協議会を進める上に私は不穏当な発言だというふうに言わせていただきます。こんな平行線たどれば合併論議はないというようなものではないと思います。やっぱり名前というのは非常にお互いが大切にしとるわけですから、意見が伯仲するわけで、まず旧町名という言葉をもう一回考えてみたらどうでしょうか。旧町名と言ってこだわるからいけないのであって、新しい町の名前をつけましよう、さらなわけです、温泉町も浜坂町もなくなるわけです。そこで、どの名前がいいかということで新しい名前をつけると。新しい名前の中にたまたま前の町名が出てくるかもわからんと。ですから、旧町名と言うから何かものすごく自分の町が勝った負けたのような発言になってしまって、非常に論議が浅はかなものになってしまうというふうに私は思います。

実は、協議会のメンバーに出ると、どうしても我が町のバックがどうかとか、議会がどうか、町民がどうかということがあろうかと思いますが、実は浜坂町の方から私たくさん意見をいただきました。先般の協議会以降に。温泉町という名前は全国に通用する名前だなど。何も、浜坂に長いこと住んどるけど、ここは一番譲ってもいいでという意見が現実には町民からは何人も聞かせていただきました。それは何も演出で言っとるものではありません。つまり、今回の合併は、どっちみち未来永劫の合併かどうかということも十分考えておく必要があります、次なるまた合併もあるかもわかりません。いろんな過去の歴史から見ても、じゃあ、温泉町の合併だけえって旧町の名前が引き継ぎだとか、浜坂町でも、諸寄だ、大庭だ、いろいろあったと思いますが、そういう歴史をたどっとるわけで、別に吸収だとか、とったとかとられたとか、そういう判断ははっきりと排除して、先ほども新町の理念に基づくまちづくりがありました。少子高齢化で人口は増えることは期待できない。交流人口を求めて観光中心にしたまちづくりをする。それにはどういう名前が本当に対外的にPRできるか。その辺を一回白紙に戻して、自分の町だとか、そういうちっちゃな次元でなしに、本当にどうあるべきかをぜひ考えていただきたい。そしてよかれと思った名前を投票してそこで一定の方向を見つけ出す。私は今まで論議重ねてきて、浜坂町、

温泉町という名前が残っとることをここで外すというような論議はもってのほかだと、そのように思います。

松元議長 ほかにございますか。

まずは2町の名前を外すかどうかということからいろんな論議が出ておりますが、それぞれ多岐にわたって意見出していただければ結構かと思えます。

田中董委員。

田中（董）委員 温泉の田中でありませう。今の論議を聞いておりまして、2町の町名を外すということは私はとんでもないことだと思えます。これは当初から2町の名前を入れてということで応募しておると思えます。このようなことは、当初から私は予想ができたことじゃないかと思えます。だから、これが今、私たちのところで10対10になるから、これはもう2町の名前を消すんだというようなことはとんでもないことであって、じゃあ、今まで応募して多くの町民の皆さんにさせていただいたことはどうなるかということをお考えたときには、私はこの2町の町名だけはやはりこれを残して、本当にこの場で真剣に論議をして、妥協な線をいくということになかったらいけないと思えます。

お互いの町が自分の町の名前を残したいという気持ちはよくわかりますけども、やはり名前は全国に通用する、本当にふさわしい名前であるというような観点から、大きく見てこれは選ぶべきだと思えますし、今後のこの選考の方法についても、やはり、ある程度こういう方法になった場合にはこうだというような案を示されて、私はやるべきじゃないかと思っております。

松元議長 ほかにございますか。

今、確認しておきたいことが1件、それは浜坂町、温泉町という旧町名を、現在ある町名を外すかどうかということがまず1つの課題になっておりますので、この件、外すということに同意の方の挙手を願いたいと思えます。（発言する者あり）

じゃあ、まだ意見があるようでしたらどうぞ。

岡田委員。

岡田委員 せっかく一次選考で5つの名前をここまで挙げてきてるわけです。これを再度振り出しに戻るような形でいくということは、やはり議事進行上はやめていただきたいというふうにお思えます。

松元議長 だから、元どおりに戻すことにとこの意味で、外すことにどうだということをお言っておりますので。

中井委員、どうぞ。

中井（登）委員 浜坂の中井です。議長さん、失礼しました。手も挙げないで発言してしまいましたどうも。

やっぱり議論は尽くせということよくありますけれども、こういうときに挙手だとか、そういうことはあんまり好ましいことではないと私も思います。そういうことなので、今後ぜひ辛抱して議論をさせてやってください。

それで、先ほど小林さんが発言なさったことで、何か私、誤解があるんじゃないだろうかなと。小林さんは、外せとはおっしゃったけれども、私はその真意はそうではなくして、戦略、戦術を考えてみたらなという、今の田中董委員さんの発言に近いような私感じを受けておったんです。そういうことで、ひとつ誤解のないようにお願いしたいと思いますが、議論が尽くしたら投票してみたらどうでしょう。それからまた次善の策を考えましょう。一步一步進めんとやっぱりいけませんので、投票してみて、結果を見て、今のような熱っぽい意見を聞いた上でもう一遍投票してみましよう。それからやりましような。いろいろと意見をやったらいいと思います。今のまんまやったらけんかになっちゃっていけませんので、どうぞ田中さん、よろしく願います。

松元議長 岡田委員、どうぞ。

岡田委員 温泉町の岡田でございます。投票ということには、当然、私は異議がございませんけれども、やはり投票をしたときにいろいろと想定される問題を、やはり、ある程度出し合って、理解を求めておくことが、次の、やはり、進める上においても非常にいいんじゃないかと。一旦結果を見てからまたどうやこうやという議論をするよりも、当然、想定される問題というのは、第一次選考のときでもありました。したがって、今、私どもは、やはり私は一つ申し上げたいのは、先進事例でもう既に豊岡を中心とします北但の合併協、このようなところでは新聞にいろいろと3カ月間にも及ぶ期間において、できるならやはり全員合意で進めたいという中で、いろいろと検討、議論されてこられた。その中で、やはり、この選考の結果、出てくる基本的な考え方の中に、まず、第1は3分の2以上の得票があればもうそれで決めようじゃないかというふうな案。それで3分の2以上をとれなかったと仮定する場合においては、当然、上位2つをもって再度決選投票しようじゃないかと、こういうふうな案も当然検討されたということが書いてありました。そして、それでもなお同等数という形である場合における取り扱いというふうなものも掲げてありました。したがって、そういう中で再三やはり議論をする中で、最終的には何らかの形

で妥協点を見つけるというのは、やはりそういうところであろうというふうに思いますので、私はいい先進事例の豊岡を中心としてのその物の考え方は、非常にいいなというふうに私は新聞で見させていただきました。したがって、そのようなものを参考にするというふうなことの、まず考え方を私は出したいというふうに思います。

したがって、やはり、これから仮に投票していただいて、20人の方の投票の結果、3分の2以上が得票となれば、当然、それが決まる。それが決まらなければ、やはり、上位2つの名前をもって再度決選投票する。それでもどうしても決まらないうと、そのような結果が出るならば、やはり、この選考基準の中でもそれぞれ住民の方から投票されたものは、数の上では公表しないということはありませんでしたのは、私は一次の上での、偏見を招いたらいけないから一次の投票ではしないということであると思います。したがって、二次、三次の結果が出てくるならば、住民の皆さんは、応募された皆さんはどういう気持ちで、どの程度の数があったのかっていうぐらいのことは、参考として、当然、数値として出す。そうする中で、やはり、決定をしていただくと、このようなことが、特に住民の皆さんの期待なり、寄せる気持ちを十分得た、その決定の方法であるというふうに私は思いますので、ぜひ、そういうことについての御理解を賜りたいと思います。

松元議長 田中満穂委員。

田中（満）委員 岡田さんの意見は、今、ぱっと聞いたときはなるほどと思うでしょうけども、悪いですけど、今、但馬で合併協で成功したりやしつつあるところっていうのは、浜坂町と温泉町みたいにただ複数でなしに、少なくとも4町以上が絡んでおりますから、過半数が得れたりやいろんなことができますけど、今のまんまのずうっと状況を聞いとるとこれはもういつまでたたって、浜坂町と温泉町と同じ数が揃うのわかり切っとるわけですがなね、これは誰が考えてもこんな、こんなもんあんだ、浜坂町の人もそんなに簡単に、失礼なけど、温泉町はこれどげんですか、これは。温泉以外にないちゃな決めといて、そんなうまいこと言って、つい、ごまかしみたいな理屈言ってもらったって、わしら聞く耳持たんよ、そぎゃあなん。（発言する者あり）でも、これあんだ、議会でもやってますがな、あんだ。それ以外だったら通らんちゅうことだ、議会が、何ぼ合併したって。こんなんでつくつといて、失礼なけど、ほんまげに言ってもらったって困るで、これは。

松元議長 岡田委員。

岡田委員 今、田中委員の方からお話がありました。私は温泉町の議会がどのようにその協議をされたか、そのこのところの真意は私はわかりません。確かに新聞に書いてあった



ことは事実でしょう。私どもは合併協議会の委員として、何とか、やはり、まとめたいという気持ちで出て発言させていただいたわけですから。最初からそのような新聞に書いてある中身を私は固持してどうしてもこうだというふうな考え方で発言はいたしておりませんので、まず、その点については理解をいただきたいと思います。

それで、私はさっき申し上げた中において、当然、先進事例として豊岡はそういうことを想定する中で、当然、同じ得票になった場合にはどうするだというふうなことまで中貝市長おっしゃって、それを皆さんが同意されたということなんです。5市町が一緒であろうと、2町であろうと、合併協議会そのものの関係については何ら変わらないというふうに私は思っているのを発言をいたしておりますので、どうぞよろしく頼みます。

松元議長 田中要委員。

田中（要）委員 浜坂の副議長は、田中さんが、まあ、新聞見て言われた。確かに私の温泉町の特別委員会は、非公開ではありません。すべて情報公開で、もうどなたさんにも公開をしておりますから、当然、新聞社を中心としたマスコミの方々も来ておられます。したがって、その場で報じられたことについては、当然、記載されるものなりと私自身も思っております。そこで、新聞に書かれた温泉以外はない、これは温泉町の特別委員会としてそういう気持ちがあったと、これが大多数であったと。そういうことでありまして、これは、じゃあ、温泉町の議会や委員会が、これは正式に決めたものでもありません。こういうことで合併協議会に臨んでいただきたい、そういう気持ちを我々に訴えたわけでありまして。したがって、とらえ方によれば、もう温泉町は決めたじゃないかと言われればそうかもわからんけども、じゃあ、いかなることについても議会の場では協議ができない、あるいは情報公開をしてはならない、こういうような状況になりますから、したがって、この場で私自身もはっきり申し上げたら、互譲の精神というのであれば、譲の部分をお互いにお願いをしたい。私は大きな声で申し上げたいと思っております。そこがお互いの互譲だということであれば、そういうふうになってますから、誤解のないようお願いしたいと思います。

松元議長 田中満穂委員。

田中（満）委員 議会の過半数は温泉以外はないということは、何ぼ合併協で議論しても議会で通らんちゅうことですよ、あんた方は。このことを裏返しにしとるんだで。そがんとって、ほんまげな理屈言ったってあんた、どこが通るだいな、そなん。いいかげんにせえや。

松元議長 田中委員、今の発言は不穏当だと思いますよ。

田中（満）委員 だから、これの……。

松元議長 いやいや、あなたの発言は不穏当です。議会で決めてしても、それは決定でない。従うかどうかはまだこれからの話じゃないですか。何も温泉町の議会決めてませんからね、そこまでは。

田中（満）委員 温泉町のあんた合併特別委員会って、全員がだ、全員が。

松元議長 全員がおっても決議してません。私は議長として言います、発言しておきます。

中田委員。

中田委員 あの、10分間休憩をお願いしたいと思います。

松元議長 今、休憩の動議が出てます。10分間休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 それでは会議を再開いたします。

ただいま町名についてのそれぞれの思いの御意見が出ておりますが、さらにあればお伺いしたいと思います。

熊本委員、どうぞ。

熊本委員 熊本です。いろいろ温泉町の方からもたくさん意見が出ております。まず、西村協議員さんの方から互譲の精神で庁舎を浜坂にしたんだからっていう、もうあうんの意味がごっつい込められた意見でした。それから西脇委員の世間の話、私は公平な立場で両方の町名がいいなっていうことを私はそこら辺の人、それから女のほかの人の、やっぱり社会が、それぞれの位置がありますので、私はそういうふうに浜坂町でなくて温泉町でなくて、やっぱり両方の名前をつけた方がいいな、新しい町の名前がいいなっていうふうな意見をたくさん聞かせていただいております。それで一番先に庁舎をっていうときに、田中協議員さんが温泉町という名前と並行でって言われたときに、私はやっぱり両方の新しい町名をとというようなことの発言をさせていただきましたので、私はあくまで両方の名前にふさわしい新しい名前を主張したいと思います。終わり。

松元議長 ほかに御意見ございますか。

中井登委員。

中井（登）委員 中井です。先ほど申し上げましたけれども、このままで投票拒否で会議を終わらさないようお願いしてもらいたいと思う。やっぱり会議のルールっていうの

は進めることによって打開策が生まれますから、まず一度、今日の議案のとおり投票してみ、結果を見て、次善の策があるのかないのか、それから考えてみるという段階に、やっぱり議事運営を進めるべきだということふうに思います。

松元議長 小林委員。

小林委員 私の町の中井さんがそうは言われますけれどもね、今、浜坂町の方は浜坂町の名前を愛しているだろうし、できたら浜坂町の名前がいいと。温泉町の方は同じように温泉町の名前がいいと、いろいろな理由があるわけですがけれども、そういうことで意見が拮抗している。議論はいいわけですがけれども、けんか状態になりつつある。このまま勢いでけんかのまま前に進むというふうなことだけは避けてほしいと。基本的にたかだか2町じゃないですか。何町もいるわけではなくて、2町が合併してつくっていく町ですから、お互い仲よく全会一致で決まるような名前を求めていくと、そういう作業を、今、この協議会ですべきだと私は思っておりますので、投票は絶対すべきではないというふうに思います。

松元議長 中井祥三委員。

中井(祥)委員 温泉町の中井です。このまま、じゃあ、どうして協議会を進めていくのかということになりますと、あるいは私はそういう言い方をしては駄目なんです、浜坂町の委員さんの中にも、あるいは温泉町でいいのかなとか、あるいは温泉町の委員さんの中にも浜坂町でいいのかなってというような考え方が若干でもある方もいらっしゃるかもわかりません。て、申し上げますのは、私がこの2町の合併の問題が提起されてから町名についての浜坂町の方々何人かの、これはお上手じゃないと思います。私に意見を聞かせてくれた方がいらっしゃいます。これはかなりな有識者でございます。決して温泉町生まれでもありませんし、純粋な浜坂町生まれの何十年も住んでおられる方なんです、温泉町という名前に例えばしても、浜坂は残るんだと。温泉町浜坂、温泉町久谷、具体的な話を申し上げます。それによって考え方がどうのこうのということはありませんが、温泉町居組、温泉町諸寄という名称が残るとするなら、何ら我々は、確かに浜坂町っていう名前が残ってほしいという気持ちはあるけれども、浜坂という名称が全くなくなるわけじゃないと。旧浜坂町の大部分、大きな地域が浜坂町という名称で残るんだというお話をしとられました。そういうことからするなら、ああそうだなと、なら温泉っちゅうのは使わなったら全くなあなるのかなというような感じを受けました。まあ、何人かの浜坂町の方々からそんなお話を聞かせていただきましたということも申し上げておきたいとしたいと思います。

以上です。

松元議長 副議長、どうぞ。

丸山委員 済みません。浜坂の丸山です。今、いろいろと御意見が出ております。非常に厳しい議論が続いとるわけですけれども、それぞれ町を背負って出ておられる方ばかりで、本当にどちらも歴史がある名前だという認識を持っています。投票ということもあるわけですけれども、今日、実はうちも議会の全員協議会を開いておりまして、恐らくこういったことが想定されるという思いがしておりましたし、議員の中からも非常に厳しい議論になるだろうと。じゃあ、どちらが譲るんかといったときになかなか決着つかないだろうというふうに思ってますし、特に、もしここで投票して2町の名前どうなるか知りませんが、多分、温泉と浜坂が残るような形になると思いますけども、その後のことも非常に心配されるわけですし、浜坂町の議会においてもなかなか議会の合意形成がとれないだろうという思いがしております、このまま突っ込んで。

で、私からの提案になるわけですけれども、一回ここで皆さん頭を冷やしていただいて、一回持って帰って、我々は我々のところに持って帰らないけませんし、一回継続審議にさせていただけないかなと。再度、一回持って帰りたいという思いがしています。どうか御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

松元議長 田中満穂委員。

田中(満)委員 何でも次にずらしゃええっちゅうもんじゃないです、これ。僕は、うちげばらばらになっております、町会議員や、ここだけは。ここだけこういう、僕は中井さんの提案に賛成です。やっぱり1遍してみても、1遍も2遍ももうわしが言うなら10回でもやりゃええだがん、そうしたらわかるだけえ。そうせずに何でも次先送りしちゃ、暇かけりゃ、次解決するっちゅうやな話にならへんっちゃ、それ。こぎゃあな大事な話を。だから、投票しよう、投票。

松元議長 投票するかどうかという話に方向が向いております。そのことについて御意見を賜りたいと思います。

西村委員 済みません、座ったままです。温泉町の西村です。私はその投票するということについては、するならするでやっぱり事前の協議をしっかりとっておかないと、また後戻りするっていうふうなことになったら、絶対、駄目であると思うんですよ。ていうのが、名前を住民の方々から公募して浜坂町、温泉町、ほかの3町の名前が挙がってるにも関わらず、その旧町名は削除しようとか、そういうふうな意見が出たということにおいて

は、これは心外なんです。やっぱり住民の意思、住民の立場に立った物の考え方をしているただかないといけんと思うんですよ。そうしましたら、やっぱり投票するならするできちっとした事前の協議をしっかりとってもらって、こういうふうなことがあったらこういうふうにしようとか、こういうことになったら、じゃあ、こういうふうな考え方を提案しているとかということでない、投票しましょう、はいしましょうでは、私はもう反対の立場に立ちます。以上です。

松元議長 田中満穂委員。

田中（満）委員 僕は今、西村さんの大体を解釈すると、結局、町名を公募した数を基礎にせえと言わんばかりな聞こえたんですけどね。これは何も住民投票ではない、応募ですからね、これ。これ錯覚受けてもらったら、ただ名前に関心のある人が公募をしたっちゃうだけです。これ皆さんに投票権与えてやったもんだあらへんですけえ、そのちゃんとした手続で。これ錯覚しておってもらったらあきませんで、これ、言っとくけど。

松元議長 西村委員。

西村委員 温泉町の西村でございます。私は錯覚云々ではないです。住民の立場に立った物の考え方を尊重していかなければならないということを提案しておるんです。じゃあ、何のために公募されたんでしょうかね。そういうふうなことをやっぱり前提にして、きちっとした精査をしていただいて、入るべきだというふうなことを私は思うんです。以上です。

松元議長 田村委員、どうぞ。

田村委員 浜坂の田村です。いろいろ、かなり意見が出尽くしとりますし、温泉町の委員の皆さんと浜坂町の委員の皆さんは、それぞれの立場で意見が出ておると思います。私はこの町名募集のときに、公募のときに、まず現行名は外すべきだということを主張してまいりました。結果的にはこういうことになったわけですから、結果に沿うことはそのとおりなんです、どうも結果を見るとやはり私が言った多数決原理だとか、多数のものが出てきたときには、やっぱりそこが大きな争いになるでということをお願いしてきた経緯がございます。ですから、たくさんあるからそれは尊重しなければならない、それから住民の意見だということもちろん住民の意見でしょうし、もちろん私は住民の意見、住民の気持ちを十分吸収しての田中さんの意見であり、また、その上に立って判断された意見だと私は思っております。

で、こうしていっておってもどうも前に一步も出んなど思っております。名前は一旦つ

けてしまえば、自分の子供に名前をつけるようなものでという考え方に立てば、まあ、そうは言っても一遍決めたものはそれでもう本当に自分の子につけたような名前がいいじゃないかと、こういう時点に立てばこの問題は解決できますけども、そこまで来ないととても話にならんように思います。ですから、今日、いろいろあのもんも出ておりますけれども、もっと本当に投票したり、数は何遍やっても一緒だっていう、間違いがない以上は、間違えて投票しない以上は、恐らくやっぱり半分半分の結果が現れると思いますから、そこまでせなければいけんかえっていったときに問題があります。ですから、今、私が申し上げましたように、もうやっぱり高度な判断で本当に名前をつけるならこれが一番いいなと、いろいろ出て現町名の中でどっちがいいかという考えることもいいでしょうし、十分調査研究して、日を改めて検討してくると、持ち帰るというこういうことの方がええじゃないかと思えます。今日、とても前に出ないと思えますが。以上です。

松元議長 ちょっと暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 会議を再開いたします。

今、それぞれ町名についての考え方についての、投票どうこうの意見じゃなしに、町名のあり方についての意見をそれぞれ皆さんの立場で出尽くしてるかと思えます。それで、ここで投票に持っていかどうかということですが、浜坂の議会の、副議長の方からいろいろ説明もございました。また、いろんな意見が拮抗してることも確かでございます。この投票の仕方ということについては、今、皆さん方で相談いただいて、今後の投票をどうするかということをはっきり決めていただいて、次回、臨時議会になるか本協議会になるか、定例になるかは別として、まず、この場は一応継続という形に持っていきはと私の判断をいたすところですが、投票のあり方について決めて、その後、継続、次回に持ち越すということではいかがでございましょうか。

木谷委員。

木谷委員 浜坂の木谷です。この雰囲気からいったら、まあ、同数だと思います、はっきりと言って。それで、住民の思いとしましては、浜坂町、温泉町という、おのおのこれは一緒だと考えますんで、だで、先送りよりかも投票すべきだとわし思います。それで、その後で皆さんまた協議した方が進展するんと違うんでしょうかな。そう考えますけど。

松元議長 投票を今やれということ、私は継続という提案しておりますが、投票やれということですが、この件について御意見ありましたら伺います。

田中董委員。

田中（董）委員 浜坂の議長さんは、今日はともかく継続にしてくださいということを言っておられる。そしてあなたもさっきその方がいいことはないかといっておわれながら、まあ、こういう意見が出ると、どうでしょうと言う。あんた方はどういう考えであるん。もっとしっかり、私たちはこう思いますっちゅうことがなぜ言えれん、おかしいじゃないか。

松元議長 いやいや、継続だということを私は思っておるわけですから、意見が出たらさらにこれにどうですかということをお聞きしとるんであって、継続にしたいのは思っています。

田中満穂委員。

田中（満）委員 浜坂の田中でございます。議長の何かちょっと説明が、要するに投票をこれから、まあ、今日は継続で、私はあなたにお任せするって言ったから賛成します、継続に。ですけれども、今後の投票をどう位置づけるかみたいなニュアンスにとれたですけど、その意図を説明してください。

松元議長 継続に持っていきますが、次回の投票のあり方について、これを、今、決めておきたいということでございますので、それで同意いただけますかという意見を求めました。ところが、反対の意見が出たんで、このことについていかがですかと。ですから皆さんが継続ということなら継続で賛成いただけるんなら継続でやっていくという、そういう信念を持って聞いとるわけですから。

中井委員。

中井（祥）委員 私は第1段階として、投票するべきかなというふうには考えましたが、先ほどからの両町の議長さんの発言が、今回はそのまま送ってくれという意向のようでありますので、そうおっしゃるといことの中には、次回には何らかの解決の糸口は見つけ出すというお気持ちではなからうかというように理解します。したがって、御提案なされた方向については同意いたします。

松元議長 ほかの意見がなければ継続といたしたいと思いますが、了解いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、継続といたす前提といたしまして、先ほど申しましたように投票のあり方、先ほど意見いただく中で同数のときどうするかというようなこともございましたんで、そのことについてこれから御意見をお伺いしたいと思います。

5 候補の中からそれぞれ投票いただくわけですが、先ほど意見もありましたように、2 つの名称が同数になった場合はどうするかということを確認しておかなければ、投票に向かうわけにいかない状況だと思います。このことについての御意見をお伺いしたいと思います。

田中委員。

田中（満）委員 同数だったらどうするかっちなこと相談されたって困りますな、これは。同数は同数ですからもう先送りですがな。いっつも言っとなるように100遍でもせないけんようになる。（発言する者あり）ああ、あんたええこと言うな。

松元議長 同数を繰り返すのかどうか、同数になれば改めて別の方法を選ぶのか、それからそれに同数の場合、判断の要素をさらに加えていくのかという、そういう審議をお願いしたいと思います。

岡田委員。

岡田委員 私はやはり考え方の中においては、同数になったとき、応募していただいた方々のことを参考にするという一つのことは、最終段階に参考にさせていただくという機会が、じゃあ、どこにあるんですか。やはり私はそれだけ熱意を持って、まちづくりに対する熱意を持って応募されたということについては、参考に値すると思うから、私は現在まで何もどれがどうだっというようなことをお聞きいたしておりませんが、最終のフィフティー・フィフティーになったと仮定するならば、やはり、そこでは大いに参考にさせていただきたい。そういう意味で申し上げておりますので。私は住民の応募の関係についてを十分に参考にするようにしていただきたいと思います。

松元議長 田中委員。

田中（満）委員 参考にすることについてはやぶさかではありませんけど、委員のあくまでも投票または合議で決めると。それは最低限守っていただかないけません。

松元議長 小林委員、どうぞ。

小林委員 本日は持ち越しになって、次回に投票で決めるということになったわけですが、同数になることが一番懸念をされると、恐らくなるだろうと。私の案ではありますけれども、同数になったその2つの町名は除外して、新たに新しい名前を追加していくと、そういう作業をすべきだと私は思います。その同数になってまで、勝負をしてまでとるべき名前ではないと私は思っております。大いにしこりが残る。温泉町の方から現行町名入れるかどうかと、一番最初に応募の中に現行町名を入れるかどうかという中で、温



泉町の方からぜひとも入れてくださいという意向がございました。それは温泉町の人たち、まあ浜坂町もですけども、自分の町をいかに愛しているかということの証しを出すと、出したと。出して5町の中にちゃんと温泉町も浜坂町ものってるじゃないかと。それで自分たちの町はこれほど愛しているんだということがわかったわけですから、そこでその次はどうするのか。それほど大切にしていけるのであれば、もう一歩進んでの発想を求めるべきであると思うんですけども、そのように配慮していただきたい。

松元議長 ほかに御意見ございますか。

中井登委員。

中井（登）委員 中井です。同数になったとしましても、次の会議から、今日と同じような流れの会議をするのでしょうか。その辺もきちっとわきまえときませんと、同じ議論を繰り返すので、一つも前に進みませんから、例えば次善の策があるとしても、なかなかこの場所で発表するっていうのは難しいケースもあると思うんですよ。それで、会議の進め方として、両方の委員さんが顔見ながらどうしましょうどうしましょうっていうやな感じになるでしょ。これは集まってもいいんでしょうかね。各町に分かれて会議してもいいんでしょうか、そういうことを。そういうこともルール化しときませんといけませんし、かえってそれを許可した方がやりやすい場合もありますし、大体、両方に分かれること自体は余り好きではありませんけれども、場合によったら代表者の、議会にしますと議運の委員さんが決めるようなことも考えて、何か突破口を開きませんと、今日と同じようなことをやっとならなくて一つも進展しませんわな、これ。議長が委員さんとやりとりするばかりです、見とったら。これじゃあ会議は進みませんので、そういうときには議運の委員さんが出てきて、ちょっと会議するとかいうようなことも、少し弾力システムつくるときませんと、なかなか難しいじゃないですか、どうでしょうな。提案です。

松元議長 いろいろ御意見があるわけなんです、議長の判断として、これは中井委員の言われることもっともなんです、当初に全部会議を公開するという一つの大前提を持っていますんで、これ、あと、今、言われるのは、継続になればそれぞれの町で協議会等の集まられたり、そういったことで、その町の立場の相談をされるという中でそれをやって、次回に出ただけいたらと。私は一つの原則が初めにありますので、この場で非公開で分かれてということはやりたくないと思いますので。それで了解願いたいと思います。

田村委員、どうぞ。

田村委員 私の町のことを申し上げますと、この委員会でも3号委員の中で、最終的に

は議会がお決めになることですよと、こうおっしゃる。私の町は、ここに出ておる委員のメンバーでは、確かにこの協議会がある事前には皆さんに寄っていただいて協議をしとります。それで、議会の方には、この協議会が終わった後で事後の報告をさせてもらっておるといのが今までの経過です。今日、たまたま全協がございましたので、今日のことは申し上げました。したがって、うちの議会というのは、あくまでこの委員会を尊重しながら、後に議会の判断を仰ぐと。こういうことになっとります。ところが温泉町の場合はそうでなくして、議会全員で特別委員会を設けておられて、ここで例えば今日のこういう協議会の委員会に臨むと、ここの違いがございます。

そうすると、ここで何ぼ決めても最終的にはそれぞれ持ち帰って議会の議決ですよと、議会の場にお預けになるだと、こういうことに立たなければいけんちゅうことです。そうするとこの問題はそれぞれの議会で温泉町のように、新聞の話が出ましたけども、そういう話はやっぱり議会で、今、中井委員がおっしゃったように、特別委員というか、議運のようなものの委員をつくってそこで任せるがなと、こういう話になればそれで僕はいい話だと、一歩前進だと。ここのところ、あんたの受けにくいというところはそこだと思おうわけよ。そこをひとつ整理をしていただきたいと思う。

松元議長 田中董委員。

田中（董）委員 これは確かに選挙しましても、今の状態を続けておりましたら、私はもう10対10というふうになると思います。ですので、議長も次の本当に手だてをどうしたらいいかということをお皆さんに聞いとるんですけど、さっきも中井さんが言っておられた何かの手だてをしなかったら前に行かないと。仮に、まあ、私のこれは考えなんですよ。中井さんの言っとられることもよくわかる。そしてあなた方、議長、町長で、じゃあ、2案、3案をこしらえてみて、じゃあ、もし同数になった場合にはこういう方法はどうですかというようなことならばいいんですけど、今は私たちにどうですかということであって、これは、今、言います中井さんの案では、当初の話と違いますからと言っておりましたら、なかなか解決できんじゃないだろうか。だから、そこらをよく二者で話し合われて、解決策としたらこうだというような考えをちょっと相談してもらえませんか。

松元議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 会議を再開いたします。

今の委員さん皆さん方の御意見もありますし、こちらの会長、副会長、それから議長、

副議長の中の相談もあります。その中で、議長として判断させていただきたいのは、今日いろいろなここでも、いろいろな御意見がそれぞれ対立する状態となっております。それぞれの町の立場があると思います。中井登委員からもありましたように、町としてそれじゃあどう考えようかということもそれぞれ分かれた中では出てくるかと、そんな話もあるかと思えます。本日は継続、そして次回の投票ということでございます。投票のあり方については、また、それも大きな課題となってくると思えます。我々この前における4人の考え方もありましようし、皆さん方の考え方も出てくるものと思っております。いろいろあると思えます。そのこともあわせて各町でのお話し合いをいただける機会をつくって、次回に持ち越したいと思えますので、御了解願いたいと思えます。よろしゅうございませぬ。(「はい」と呼ぶ者あり)

御了解いただいたものとして、継続審議といたします。

それでは、これで本日の提案の項は終わるわけでございますが、議題を終わりにして、その他について当局の方からお願いいたします。

阪本事務局長 それでは、表紙の次のページをお願いいたします。その他ということで、第6回協議会の開催についてということでございます。日時は平成16年3月17日水曜日の13時30分から、場所につきましては温泉町夢ホール、3点目の協議事項でございますが、国民健康保険事業の取扱いについて、介護保険事業の取扱いについて、新町建設計画(その4)について、そして本日継続となりました新町の名称についてということで、とりあえず現在のところは4点を提案させていただき予定にさせていただいております。以上でございます。

松元議長 ただいま報告のありましたとおりでございます。御了解いただけますでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、会議の閉会に当たりまして、馬場副会長よりあいさつを申し上げます。

馬場副会長 それでは、閉会のごあいさつを申し上げます。

少し場違いな発言になろうかと思えますが、実は、今日、いろいろと議論をいただきました。まさに民主主義のルールっていうふうなものを、いかにとうとんでいくかということにつながるかと思っておりますが、自由には責任が、そして平等には区別が、博愛には厳罰が備わって、初めて民主主義は発展するというふうにも言われております。そういう中で、この活発な議論の中にもやはり目指すものというのは決して踏み間違えてはならないというふうに思うところであります。

今日は大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。